



第85回

### 契約書総論 (1)

今回から「契約書」というテーマで連載します。

そもそも「契約」とは何でしょうか。契約とは、当事者が、法的な拘束力をもたせる意思の下に何らかの約束をすることをいいます。

契約をすれば、当事者の間には法的な権利や義務が生まれまします。パン1個を100円で買うことも立派な売買契約です。このように日常生活の中には溢れるほどの契約が存在しますが、パン1個を買うのに毎回契約書を作る人はいないでしょう。

しかし、契約書は、特に企業にとっては、必要かつ極めて重要なのです。

#### 契約書はなぜ必要なのか

契約により、法的な権利や義務が生まれるということは、後に、それを巡るトラブルに発展

する可能性があるということでもあります。

契約を発端とするトラブルが起きたとき、法律が全て解決してくれるでしょうか。実は、必ずしもそうではありません。

民法が定めているのは、例えば売買契約や賃貸借契約といった、13個の典型的な契約についてのみです。この13個の契約以外についてはそもそも民法には規定がないですし、この13個の契約についても、そこから生じるトラブルに対する解決基準が全て明確に定められているわけでもないのです。

したがって、契約を締結するときは、契約から生じる権利や義務について、明確な取り決めしておく必要があります。

そして、後になって、相手から「そんな取り決めはしていませんよ」と言われないために必要なのが、その取り決めを目に見える形にしたもの、すなわち「契約書」です。

#### 契約書の意義

法的な権利や義務を明確に定めた契約書は、契約を発端とす

るトラブルが起きたときに、解決基準として機能します。

そして、解決基準が契約書によって形として目に見えるということは、もしトラブルが進展して裁判になったような場合でも、契約書が重要な証拠としての役割を果たす、ということでもあります。

更には言えば、契約書作成時点で、法的な権利や義務を明確に定めることで、当事者は互いの認識を把握でき、後になってトラブルに発展するということが未然に回避できる、という機能も契約書にはあります。

契約でどのような取り決めができるか

契約書は、トラブルの解決基準について取り決め、予め形に残すものである、と述べましたが、具体的にどのような取り決めができるのでしょうか。

民法には、私的自治の原則、すなわち、当事者が自由に契約内容を決めることができる、というルールがあります。

もちろん、公序良俗に反する合意は無効である、といった例

外も存在しますが、当事者の意思に任せようというのが民法の基本姿勢です。語弊を恐れず言えば、当事者の意思であらゆる取り決めが可能、ということになります。

したがって、契約締結時点で長期的な視野をもって、できるだけ自己に有利な内容の取り決めをし、一方で、自己に不利な取り決めはせず、それを契約書の形で残すということが、契約を締結する際の重要な視点になります。

次回は、契約書作成のポイントについてみていきたいと思います。



田中伸山  
下江法律事務所  
副代表  
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります  
<http://www.hiroshima-kigyoo.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！

◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



H28.12撮影

予約電話受付  
平日 9~19時  
土曜 10~17時



相談予約専用  
フリーダイヤル  
なやみよまるく  
0120-7834-09